

事 務 連 絡  
平 成 23 年 2 月 3 日

会 員 各 位

社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 堀 内 龍 也

### 日病薬「薬剤師賠償責任保険」の補償対象について(周知)

平素より、日本病院薬剤師会の活動に御高配を賜り御礼申し上げます。

さて、ご存知のとおり、厚生労働省医政局が平成22年4月30日付で発出した医政局長通知(厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」(医政発0430第1号))において、薬剤師については、チーム医療において薬剤の専門家である薬剤師が主体的に薬物療法に参加することの有益性を指摘するとともに、薬剤師が取り組むべき9項目の業務例を挙げております。

本会は、チーム医療の中で薬剤師が一層貢献すべきであると考え、上記9項目の業務例について、本会としての解釈と具体例(「厚生労働省医政局長通知(医政発0430第1号)医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」日本病院薬剤師会による解釈と具体例(Ver.1.1))をとりまとめ、病院薬剤師に対しチーム医療に積極的に参画することを求めているところです。

日病薬「薬剤師賠償責任保険」は、現行法(医療法、薬剤師法等)に定められた行為を補償対象としておりますが、本会が具体例として提示した現行法下で実施可能な薬剤師の業務を積極的に実践することにおいて、万が一、事故等が発生した場合につきましても、本保険の補償対象となっていることを確認しております。

以上の点についてご了知いただきたく御連絡申し上げます。

同時に、本会が示したチーム医療の主旨がさらに浸透することを期待致します。